



議案第一号

三朝町税条例の一部改正について

次のとおり三朝町税条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第一項の規定により、本議会の議決を要する。

昭和五十年一月十六日

三朝町長 松村 喬 殿

昭和五拾年壹月拾六日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎

三朝町条例第 号

三朝町税条例の一部を改正する条例

三朝町税条例（昭和四十五年三朝町条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第九十八条第一項中「百分の六」を「百分の五」に改め、同条第二項中「百分の五」を「百分の四」に改める。

別表第一中「一」を「二」に改める。

「別表第一」

「別表第一（第 条の 関係）」

別表第二中第...を...に改める。

「別表第二」

「別表第二(第...条の...関係)」

附 則

（施行期日等）

第一条 この条例は、公布の日から起算して、昭和五十年一月一日から適用する。

第二条 改正後の第九十八条の規定は、昭和五十年一月一日以後に使用する電気又はガスに対して課すべき電気税又はガス税（特別徴収に係る電気税又はガス税にあつては、向日以後に取納すべき料金を保るもの）について適用し、向日前に使用した電気又はガスに対して課する電気税又はガス税（特別徴収に係る電気税又はガス税にあつては、向日前に取納した、又は取納すべきであつた料金を保るもの）については、なお従前の例による。